# 梨県公

第千四百三十三号

日

平成十五年 十一月二十七日

郎 表取締役 長野 日原株式会社

会社 野 正代

曜 木

氏名又は名称

山梨県総合県税事務所長

入戸野 昭

芳

山梨県塩山市下塩後三九四番地 主たる事務所又は事業所の所在地 平成十五年六月三〇日 指定取消年月日

### 次

目

#### 告 示

予防接種の業務を行う医師......七二七

山梨県道路公社が行う有料道路の料金の変更について.............................七二七 国土調査の成果の認証 公聴会の実施......七二九 .....七二七

公安委員会

遊技機の型式の検定 ......七二九

### 告 示

# 山梨県告示第五百六十五号

規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所 等で当該業務を行う旨承諾した。 山梨県内の各市町村長が予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の

平成十五年十一月二十七日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

医師の氏名 予防接種を行う主たる場所

隆 甲府市朝気二丁目一番二十二号 かない内科クリニック

金井

# 山梨県告示第五百六十六号

平成十五年十一月二十七日

Щ

梨 県

公

報

第千四百三十三号

平成十五年十一月二十七日

軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により

> 公 告

国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

り国土調査の成果を認証した。

平成十五年十一月二十七日

調査を行った者の名称

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

調査を行った時期

平成十三年二月九日から平成十三年三月二十三日まで

Ξ 成果の名称

地籍図及び地籍簿

兀 調査を行った地域

敷島町漆戸の一部地区

五 認証年月日

平成十五年十一月十七日

• 山梨県道路公社理事長から、次のとおり公告の依頼があった。 山梨県道路公社が行う有料道路の料金の変更について

平成十五年十一月二十七日

山梨県道路公社公告第一号

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

三第三項の規定による許可を受けた有料道路の料金の変更を行うので、 項の規定により、次のとおり公告する。 道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号) 第七条の十二第四項及び第七条の十 同法第十四条第

平成十五年十一月二十七日

山梨県道路公社

事 長

樋

宙

輝

河口湖大橋有料道路 富士山有料道路 対象路線

清里高原有料道路

雁坂トンネル有料道路

料金のうち障害者割引に関する事項を次のとおり変更する。

障害者割引については、 次のとおりとする。

れた次の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を五割以下とする。 当該町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳へ の必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載さ (市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村にあっては 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条に基づく福祉に関する事務所

族等の氏名が記載されているもの。 は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であっ 又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又 びに同居の親族等。以下同じ。) が所有するもの (自動車検査証の「所有者の氏名 者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並 が百二十五CCを超えるもの。以下障害者割引において同じ。) で、当該身体障害 す移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定 検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車い ログラム以下のもの。 仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が五百キ じ。)、貨物自動車 (自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、 と記載されているもので、乗車定員十人以下のもの。以下障害者割引において同 害者」という。) が、自ら運転する乗用自動車 (自動車検査証の「用途」欄に乗用 身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障 員が十人以下のもの。 後部座席が設置され乗車定員が四人以上十人以下のもののうち、乗車設備と荷台に より身体障害者手帳の交付を受けている者 (十五歳未満の者につき、その保護者が 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第四項の規定に 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親 以下障害者割引において同じ。) 又は二輪自動車 (総排気量 以下障害者割引において同じ。)、特種用途自動車 (自動車 身体障害者一人につき一台に限る。)。 ただし、

> 用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用しているこ 氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業 る場合以外であって自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の 営業用の自動車 (割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用してい とが明らかであるもの等。以下同じ。) を除く。

四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1 同表の上欄に掲げる障害を二以上有し、その障害の総合の程度が同表の下欄に準ず 害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者一人につき一台 記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用 査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が 又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの (自動車検 の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について (昭和 厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳 る者、又は療育手帳制度要綱(昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号 度障害者一人につき一台に限る。)。 ただし、 該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。 車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当 の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動 . 所有者の氏名又は名称」 欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者 該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の に限る。) 又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当 している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障 の移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車 ①に規定する「重度」に該当する者 (以下「重度障害者」という。) が乗車し、そ 十五号) 別表第五号に定める障害の等級をいう。) に該当する障害を有する者及び れ同表の下欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第 きは、当該十五歳未満の者)のうち、次表の上欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞ る者 ( 十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けていると 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けてい 営業用の自動車を除く

_		
	聴覚障害	障害の区分
	二級及び三級「一級から三級までの各級及び四級の一	障害の程度

Щ
梨
県
公
報
第千
第千四百三十三号
干 三
号
平
平成十
平成十五年
平成十五年十
平成十五年十一
月
_

害 障 部 内	由	自 不	体肢
を機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 呼吸器機能障害 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	能障害の運動機	非進行性の脳病乳幼児期以前の	体 幹 不 自 由
-ルスによる免 機能障害	移動機能障害	上肢機能障害	
一級から四級までの各級一級から四級までの各級一級から四級までの各級一級から四級までの各級一級から四級までの各級のののののでは、	機能障害がある場合を除く。) 一級から三級までの各級(一下肢のみに運動	ある場合を除く。) 一級及び二級 (一上肢のみに運動機能障害が	一級から三級までの各級一級、二級及び三級の一人が二級の一人が一級の二人が一級の二人が一級の二人が一級の二人が一級の二人が一般、二級の一人が一級の二人が一人が一人が一人が一人が一人が一人が一人が一人が一

#### Ξ 実施年月日

平成十五年十二月一日

けている障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車は、平成十六年五月三十 一日までの間、従前のとおり、現金で徴収する料金の割引率を五割以下とする。 なお、障害者割引については、平成十五年十一月三十日において、既に交付を受

### 公聴会の実施

聴会を開催する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により、次のとおり公

平成十五年十一月二十七日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

開催期日 平成十五年十二月二十二日 (月)午前十時

開催場所 韮崎市本町四丁目二番四号 北巨摩合同庁舎一〇一会議室

三 聴こうとする案件 韮崎都市計画区域における南下条穂坂線の都市計画の変更につ

意見書の提出先 峡北地域振興局建設部

意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

日 (月)午後五時まで 意見書の提出期限 平成十五年十一月二十八日 (金) 午前九時から同年十二月十五

> 振興局建設部都市計画・建築指導課並びに韮崎市役所建設課都市計画室において縦覧 に供する。 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課及び峡北地域

七

八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

# 公安委員会

## 遊技機の型式の検定

四号) 第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の 規定により公示する。 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

なお、検定の有効期間は、平成十八年十一月二十六日までとする。

平成十五年十一月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 臭 信

<ul><li>○一番地</li><li>○一番地</li><li>○一番地</li><li>○本量定男</li><li>○本量定男</li><li>○本量に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に</li><li>○本理に&lt;</li></ul>	<ul><li>○一番地</li><li>○一番地</li><li>○一番地</li><li>○大置定男</li><li>株式会社ソフィア 代表取締株式会社ソフィア 代表取締</li></ul>	申請者氏名又は名称及び住所
第三種特別電 開い (別表 )	動役物 第二) 用製第六条第 規則第六条第 機 と が は は り は り の の の の の の の の の の の の の の の	及び区分 が区分
イピ C ス I R F チハ ェッ	X けパ C 2 ら お ス ど ば l	型の式名概
ソ 株 フィ 会 ア 社	ソ 株 フ ィ 会 ア 社	業は製 者輸造 要 名入又
== 10+0=	三〇〇七九五	検定番号

Щ

発行者	山梨
山梨	県公報
県甲府市丸の内一	第千四百三十三号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成十五年十一月二十七日
印刷所供	月二十七日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北	
口二丁目六番	
	七三二